

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更  
について

平成 31 年 3 月 8 日  
閣 議 決 定

東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 3 条の規定に基づく  
「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針（平成 28 年  
3 月 11 日閣議決定）の全部を別紙のとおり変更する。



## 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針

### 1. 基本的な考え方

#### (1) 復興の現状

政府は、発災直後の平成23年7月に策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」<sup>1</sup>において、復興期間を平成32年度までの10年間と定め、復興需要が高まる平成27年度までの5年間は「集中復興期間」と位置付けた上で、未曾有の大災害により被災した地域の復旧・復興に向けて、総力を挙げて取り組んできた。

また、政府は、平成27年6月に「平成28年度以降の復旧・復興事業について」<sup>2</sup>を決定し、復興期間の後期5か年である平成28年度から平成32年度までを「復興・創生期間」と位置付けた。その中で、当該期間における復旧・復興事業の考え方を示すとともに、復興期間の復旧・復興事業の財源として、10年間の総額で32兆円程度<sup>3</sup>を確保することとした。

さらに、平成28年3月には、復興・創生期間において重点的に取り組む事項を定めた「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針<sup>4</sup>を策定し、取組を進めてきた。

こうした取組の結果、地震・津波被災地域においては、生活に密着したインフラの復旧はおおむね終了し、住まいの再建も平成30年度末でおおむね完了する見込みである。産業・生業の再生も着実に進展しており、10年間の復興期間の「総仕上げ」に向け、復興は着実に進展している。

福島の原子力災害被災地域においては、除染等の取組によって、空間線量率は、原発事故発生時と比べ大幅に減少している。平成29年4月までに、大熊町・双葉町を除いた計9市町村において、帰還困難区域を除いた地域の避難指示の解除<sup>5</sup>が実現し、福島の復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。

帰還困難区域に関しては、6町村<sup>6</sup>の特定復興再生拠点区域において除染等

---

<sup>1</sup> 平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定

<sup>2</sup> 平成27年6月24日復興推進会議決定

<sup>3</sup> 原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）に基づき、事業者が負担すべき経費等は含まない。

<sup>4</sup> 平成28年3月11日閣議決定

<sup>5</sup> 田村市：平成26年4月1日、楡葉町：平成27年9月5日、葛尾村：平成28年6月12日、川内村：平成26年10月1日（一部）、平成28年6月14日、南相馬市：平成28年7月12日、飯館村：平成29年3月31日、川俣町：平成29年3月31日、浪江町：平成29年3月31日、富岡町：平成29年4月1日

<sup>6</sup> 双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村

の事業が進められている。また、福島県内の除去土壌等を、最終処分が行われるまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設については、福島県・大熊町・双葉町等の理解と協力の下、整備が進められている。

一方で、被災者一人ひとりが直面している課題は、個人の置かれた環境等に応じて様々に異なる。また、被害の規模等によって地域ごとに復興の進捗状況にばらつきもみられる。復興の進展に伴い、地域・個人からのニーズは多様化しており、それらに対応したきめ細かな支援が必要となっている。

## (2)「復興・創生期間」における政府の基本姿勢

東日本大震災からの復興なくして日本の再生はない。

地震・津波被災地域においては、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応するとともに、地域によって復興の進捗状況が異なることから、進捗の遅れている事業を始めとして復興を加速化させる。そして、復興の総仕上げに向けて、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現することを目指し、取組を進める。

福島の原子力災害被災地域においては、本格的な復興・再生に向けて、避難指示が解除された地域における生活環境の整備、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭に向けた取組等を進める。帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量を始め多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいく。福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して、国が前面に立って取り組む。

被災地は、震災以前から人口減少や産業空洞化といった、全国の地域にも共通する中長期的な課題を顕著に抱えており、いわば我が国の「課題先進地」である。今後の復興・創生に当たっては、「まちに人が戻る」ことを目指すのみならず、被災地外からも多くの方々が訪問し、あるいは移り住むような、魅力あふれる地域を創造することを目指す。このため、眠っている地域資源の発掘・活用や創造的な産業復興、地域のコミュニティ形成に取り組む地方公共団体・NPO・企業等の多様な主体の連携を強化するとともに、これらの取組を通じて蓄積されたノウハウの普及・展開を図ることにより、「新しい東北」の姿を創造していく。

また、被災者の支援やコミュニティの維持・形成、産業・生業の再生等において、NPO等の多様な担い手の参画や女性活躍が重要であることから、復興過程における官民連携や男女共同参画を引き続き、推進する。

復興・創生期間の最終年である平成32年夏には、2020年東京オリンピック・

パラリンピック競技大会が開催される。世界中から注目が集まる同大会を「復興五輪」と位置付け、被災地復興の後押しとなるよう、被災地での競技開催、福島県からスタートする聖火リレーの実施や「復興の火」の展示、復興「ありがとう」ホストタウンによる国際交流など、被災地に焦点が当たる取組が予定されている。これらの取組が着実に実施されるよう被災地公共団体や公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）等の関係機関と密に連携するとともに、あらゆる機会を活用して、世界各国から寄せられた支援に対する感謝を伝え、復興の状況や被災地の魅力を国内外に積極的に発信する。

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針については、今般、復興施策の進捗状況、原子力災害からの復興の状況等を踏まえ、見直しを行う。政府は、引き続き、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、復興・創生期間において、本基本方針に定めるところにより、以下の2. 及び3. に掲げる各事項に重点的に取り組むこととし、あわせて、以下の5. において復興・創生期間後における復興の基本的方向性を示すものとする。

## 2. 各分野における今後の取組

### (1) 被災者支援（健康・生活支援）

避難生活の長期化や恒久住宅への移転に伴う被災者の心身の健康の維持、住宅や生活の再建に向けた相談支援、コミュニティの形成、生きがいづくり等の「心の復興」など、被災者のための各種支援施策の活用により、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を行う。

#### (具体的な取組)

- ・ 被災者の見守りや心身のケア、心のケアセンターにおける相談対応や訪問支援、災害公営住宅等への移転に伴うコミュニティ形成、生きがいづくりのための「心の復興」等を引き続き支援する。
- ・ 円滑な恒久住宅への移転や暮らしの再建のため、被災者の住宅・生活再建に関する相談支援体制の整備を支援する。また、学校校庭にある仮設住宅の解消に向け、引き続き地方公共団体における取組を支援し、平成31年度末に全て解消することを目指す。
- ・ 仮設住宅での避難生活の長期化や震災により親を亡くすなど、様々な形で受けている被災の影響を踏まえつつ、被災地の子どもが心身ともに健やかに育成されるよう総合的に支援するとともに、特別な教員加配、スクールカウンセラーの配置、就学支援、学習支援等を通じて被災した子どもが安心して学ぶことができる教育環境の確保に取り組む。

## (2) 住まいとまちの復興

住まいの再建については、県・市町村による災害公営住宅・高台移転の整備が平成30年度末におおむね完了する。復興・創生期間内にこれらが全て完了するよう、引き続き、国・県・市町村一体となって取り組む。

まちに人が戻るためには、生活に必要なサービス等の復旧・復興が不可欠である。このため、まちのにぎわいの再生、新たなまちでの交通網の形成、医療・介護の提供体制の整備、学校の再建等を進め、被災者が安心して暮らせる生活環境を整備する。

生活に密着したインフラの復旧はおおむね終了し、引き続き、災害に強く、かつ、被災地の経済発展の基盤となる復興道路・復興支援道路などの交通・物流網の構築等に向け、現在計画中の復旧・復興工事を着実に進め、平成32年度までの完了を目指す。

### (具体的な取組)

#### ① 住宅再建・復興まちづくり、生活環境の整備

- ・ 住まいの再建については、県・市町村による災害公営住宅・高台移転の整備が平成30年度末におおむね完了することを踏まえ、岩手県、宮城県において、復興・創生期間中に仮設生活の解消を目指す。
- ・ 生活再建のための被災者生活再建支援金を着実に支給するとともに、引き続き住まいの確保に向けた各種支援施策を着実に実施する。
- ・ 仮設店舗から本設店舗への移行や商業施設整備等への支援を通じ、商店街の再建を図り、まちのにぎわいを再生する。
- ・ 被災地方公共団体のまちなか再生のために、10件の「まちなか再生計画」を認定し、まちの中心となる商業施設の整備等を支援してきた。今後もニーズの把握及び支援を実施する。
- ・ 土地区画整理事業等による宅地造成後のまちのにぎわいの創出に向け、まちの将来イメージの提示や空き区画の情報提供、マッチングの取組等、土地活用に向けた市町村の取組を支援する。
- ・ 防災集団移転促進事業によって取得した移転元地等の活用については、登録免許税の免税措置による公有地の集約促進の支援や、具体的な土地利用ニーズに応じた基盤整備の支援など、引き続き、被災地方公共団体による有効利用の取組への支援を行う。
- ・ 応急仮設住宅等の被災者の日常生活における移動の確保を引き続き支援する。さらに、復興まちづくりの進展後の住民の足の確保に向けて、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に資する取組を支援する。
- ・ 震災により被災し、医療施設等災害復旧費補助金を活用した医療施設の全ての建物が復旧した。また、震災により入院受入に支障を生じた病院(避難指示区域内(平成24年時点)又は廃止済みの病院を除く。)の98%

において震災前と同様の入院医療を提供することが可能となった。また、介護施設についても、施設の復旧が必要な施設の96%が復旧している。引き続き、医療・介護従事者の確保対策を推進するとともに、医療・介護等が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）づくりを地域の実情に応じて進める。また、障害者の福祉の確保のため、施設整備を含め、引き続き必要な支援を行う。

## ② 被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等

- ・ 復興道路・復興支援道路等の緊急整備により、被災地域の早期復旧・復興に全力で取り組む。平成30年度には、釜石から花巻までの高速道路の全線約80kmが開通し、平成31年度には、三陸沿岸道路の仙台から宮古までが気仙沼市内を除き完成し、さらに、相馬福島道路は常磐自動車道へ接続する見込みである。その他の区間についても、残る工事を推進し、見通しが立った段階で速やかに開通見通しを明らかにし、一日も早い全線開通の実現に向けて取り組む。また、常磐自動車道の大熊ICについては、平成30年度に供用する見込みであり、双葉ICについては、平成31年度までの供用を目指す。
- ・ JR山田線については、三陸鉄道に移管の上、平成31年3月に運転を再開する。JR大船渡線、気仙沼線については、関係者で連携し、更なる利便性向上を図る。JR常磐線については、平成28年3月に公表した全線開通の見通し<sup>7</sup>に基づき、関係者で緊密に連携し、平成31年度末までの全線開通の実現に向けて取り組む。
- ・ 港湾については、大船渡港湾口防波堤は平成28年度、釜石港湾口防波堤及び相馬港沖防波堤は平成29年度までに復旧が完了した。引き続き、資源・エネルギー関連を始めとする新たな企業立地等に対応するため、小名浜港において平成32年度までに大型船舶による石炭の大量一括輸送を可能とする国際物流ターミナルを完成させるなど、被災地の経済復興の礎となる港湾整備を推進する。
- ・ 海岸対策については、平成32年度までの完了を目指しているところであり、速やかに復旧・復興が進むよう最大限の支援を行う。
- ・ 被災地の農林水産業の再生に向け、農地・農業用施設については、平成30年度までにおおむね復旧が完了し、引き続き、農地の大区画化・利用集積等を推進する。海岸防災林については、平成32年度までの復旧完了を目指して、引き続き、現地における所要の調整が整った箇所から造成を推進する。漁港・漁場等については、平成30年度までにおおむね復旧が完了するとともに、引き続き、流通・加工機能の強化や漁場の生産力向上等の整備を支援する。

<sup>7</sup> 平成28年3月10日「JR常磐線の全線開通の見通しについて」（国土交通省公表）

### (3) 産業・生業の再生

これまで、中小企業等グループ補助金による被災施設の復旧、企業立地補助金による施設の整備のようにこれまでの災害復興行政において前例のない対応や産業政策と一体となった雇用面での支援、二重ローン対策、資金繰り支援、風評被害対策等に取り組んできた結果、全体として企業活動はおおむね震災前の水準程度に回復した。その一方で、地域間や業種間で、復興の度合いに差が生じている。

復興・創生期間においては、インフラ整備や住宅再建などハード面での復興がより一層進展する中で、被災地域での産業の復興や生業の再生などソフト面での復興と創生が重要である。

このため、引き続き被災地域の状況に応じて、被災施設の復旧や企業立地の支援等に関して必要な対応を行いながら、風評被害等の影響が大きい観光業や一部で売上げの回復に遅れがみられる水産加工業等の業種を中心に、創造的な産業復興を進めていく必要がある。

被災地では、人口減少、少子高齢化が進む中、震災以後、人手不足が深刻化しており、交流人口を拡大し、地域の産業の生産性を高め、自立的で、持続可能性の高い、活力ある魅力的な地域経済を再生することが重要である。このため、被災地により多くの人や企業を呼び込み、地域の活力の底上げを図る取組、事業者の経営力を高め、自立を促す取組等について、政府一丸となって戦略的に推進する。

#### (具体的な取組)

##### ① 産業復興の加速化

- ・ 被災地域の産業復興を実現するために、引き続き、被災地域の状況に応じて、被災施設の復旧や企業立地の促進、二重ローン対策、資金繰り支援等に取り組む。また、民間企業や専門家の知見の活用により、販路開拓、新規事業立ち上げ等の創造的な事業活動に対して効果的な支援を実施し、事業者の経営の持続可能性を高め、その自立につなげていく。
- ・ 仮設店舗から本設店舗への移行や商業施設整備等への支援を通じ、商店街の再建を図り、まちのにぎわいを再生する（再掲）。
- ・ 被災地方公共団体のまちなか再生のために、10件の「まちなか再生計画」を認定し、まちの中心となる商業施設の整備等を支援してきた。今後もニーズの把握及び支援を実施する（再掲）。
- ・ 地元において地域を担う人材を育成するのみならず、若者や専門人材等を被災地に呼び込むとともに、企業の生産性向上や人材獲得力の向上を支援する。また、企業の連携による競争力の向上や好事例の横展開を支援する。

## ② 観光の振興

- ・ 政府では「観光先進地・東北」を目指し、平成28年度から関連予算を大幅に増額するなど、観光復興の取組を強化してきたこともあり、平成29年の東北6県の外国人宿泊者数は震災前の約2倍の約100万人泊となったが、全国的なインバウンド急増にはいまだ追いついていない状況である。また、福島県では教育旅行の回復にも課題が残っている。今後、平成32年までに東北6県の外国人宿泊者数を150万人泊とする目標に向け、地域が行うインバウンド誘客の取組の推進や観光地の魅力発信を行うとともに、福島県の復興を学ぶスタディツアーと国内プロモーションに関する取組の支援を行うなど、地域の自然・歴史文化・食等の資源を活かし、関係省庁で連携して東北の観光復興の取組を推進する。

## ③ 農林水産業の再生

- ・ 津波で被災した農地の92%で営農再開が可能となっており、引き続き、農地の大区画化・利用集積等を推進する。また、食品の安全を確保する取組や、国内外の風評の払拭に向けた取組等を推進する。木材の需要拡大と安定供給体制の構築による林業の成長産業化に向けた取組を支援する。水産業については、岩手県、宮城県及び福島県の主要な魚市場における水揚量の合計は震災前の70%に回復し、水産加工施設についても、再開を希望する施設の96%が業務を再開しているが、福島県沿岸での漁業による平成29年の水揚量は、震災前の平成22年の13%にとどまっている。このため、引き続き、漁業・養殖業の再生に向けた取組や水産加工業における販路回復・新規開拓等の取組等を支援する。

## (4) 原子力災害からの復興・再生

福島の原子力災害被災地域では、避難指示解除準備区域・居住制限区域については、事故から6年後（平成29年3月）までに避難指示を解除できるよう環境整備に取り組んだ結果、平成29年4月までに、大熊町・双葉町を除いた計9市町村において、帰還困難区域を除いた地域の避難指示が解除された。福島の復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。

避難解除区域等の生活環境整備を進めるとともに、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業・生業や生活の再建・自立、風評の払拭に向けた取組等を通じ、福島復興再生特別措置法<sup>8</sup>（以下「福島特措法」という。）も活用しつつ、福島の復興・再生を加速化する。

帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むと

---

<sup>8</sup> 平成24年法律第25号

の決意の下、放射線量を始め多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいく。

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、国内外の叡智を結集し安全かつ着実に進めるとともに、地域住民の関心や不安に応えつつ地元を始め国内外に適切に情報発信を行う。

また、東京電力福島第二原子力発電所については、東京電力が、福島復興への貢献という視点に立って、関係者と十分にコミュニケーションを重ねながら、安全性を最優先に廃炉に向けた具体的な検討を進めるよう図っていく。

放射性物質による環境汚染への対処については、福島県やその他近隣地域において着実に進むよう取り組む。特に、福島県内の除去土壌等の県外最終処分量を低減するため、政府一体となって、除去土壌等の減容・再生利用等に取り組む。

福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して、国が前面に立って取り組む。

## (具体的な取組)

### ① 事故収束（廃炉・汚染水対策）

- ・ 廃炉・汚染水対策について、国は前面に立って、中長期ロードマップ<sup>9</sup>を踏まえ、国内外の叡智を結集し、研究開発成果等を活かし、必要な対応を安全かつ着実に進めていく。また、対策の進捗状況、放射線データ等について、迅速、的確かつ分かりやすい情報発信を行うとともに、双方向のコミュニケーションによる住民等の理解促進、信頼関係強化に努める。あわせて、廃炉・汚染水対策に従事する作業チームへの感謝状の授与等を通じ、作業員の士気向上、人材確保等を進める。なお、多核種除去設備等で浄化処理した水の取扱いについては、タンクを建設するために適した用地が限界を迎えつつあるため、「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」において、風評被害など社会的な観点も含めた総合的な検討を引き続き進める。

### ② 放射性物質の除去等

- ・ 除染については、平成30年3月末までに、帰還困難区域を除く8県100市町村の全てで面的除染が完了した。引き続き、中間貯蔵施設の整備と施設への継続的な搬入を進める。平成33年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等(帰還困難区域を除く。)のおおむね搬入完了を目指す。

---

<sup>9</sup> 「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成29年9月26日改訂 廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議）

また、これに先立ち、平成32年前半には幹線道路沿いや身近な場所から仮置場をなくすことを目指す。輸送が完了した仮置場については、実現可能で合理的な範囲・方法で復旧することを基本に、原状回復を進める。

- ・ 福島県内の除去土壌等の最終処分については、法律上<sup>10</sup>「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨が定められており、国として責任を持って取り組んでいく。最終処分量を低減するため、除去土壌等の減容・再生利用を進めることが重要であり、減容技術の開発・実証等を進めるとともに、これらの取組の安全性等について、分かりやすい情報発信を行う。再生利用先の創出等に関し、関係省庁等が連携して取組を進める。また、福島県以外の除去土壌等については、引き続き、除去土壌の処分方法の検討を含め、適正な管理等に係る取組を進める。
- ・ 福島県内の特定廃棄物の処理については、引き続き、安全・安心の確保に万全を期して仮設焼却施設等による減容化を進めるとともに、既存の管理型処分場を活用した埋立処分施設への搬入を進める。その際、事業の安全性等についての情報を分かりやすく発信するための施設の運営等を通じて、地元の更なる信頼の確保に努める。福島県以外の指定廃棄物等については、一定の進展も見られるものの、各県とも、最終処分に向けた見通しはいまだ立っていない状況にあるため、最終処分に向け、地元の理解が得られるよう丁寧な説明に努めながら、指定解除の仕組み等も活用しつつ個別の状況に応じた取組を進める。

### ③ 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等

- ・ 放射線の状況に応じた環境放射線モニタリング等を確実に、かつ計画的に実施するとともに、その結果について分かりやすい情報提供を引き続き行う。また、地元の理解を得ながら、モニタリングポストの配置の適正化を図る。
- ・ 平成29年4月までに、大熊町・双葉町を除いた計9市町村において、帰還困難区域を除いた地域の避難指示の解除を実現し、これら解除地域においては、本格的な復興のステージに移行している。住民の帰還や移住を促進し、解除地域の自立的な復興の実現に向けて、魅力あるまちづくりやコミュニティづくり、商業施設の整備、雇用の創出、保育・子育て環境整備、交通、防犯対策、鳥獣被害対策等、住民の生活に必要な環境整備を進める。また、必要なフォローアップ除染を実施する。
- ・ また、一部残る避難指示解除準備区域や居住制限区域については、遅くとも平成31年度末までの避難指示解除を目指す。解除後に住民の方々

<sup>10</sup> 「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」（平成15年法律第44号）

の帰還を可能にしていけるよう、地方公共団体とも連携しながら必要なフォローアップ除染を実施するとともに、インフラや生活に密着したサービスの復旧等に取り組む。

- きめ細かな教育環境の整備や、ふたば未来学園を始めとする学校における「ふるさと創造学」など特色ある教育への支援、子どもの心のケアなどにより、魅力ある教育環境づくりを進める。
- 医療・介護・福祉施設の整備・事業再開、福島県ふたば医療センターを中心とした地域医療の充実や不足診療科目等地域に必要な機能の確保、再開後の医療施設や介護施設等の経営確保、医療・介護従事者の確保に向けて、県や市町村と連携し、地域ニーズに対応したきめ細かな支援を行う。
- 一団地の復興再生拠点市街地形成施設制度など福島再生加速化交付金を始めとする様々な支援策の柔軟な活用等により、復興拠点の円滑かつ迅速な整備を支援していく。
- 原子力損害賠償紛争審査会の指針等に沿って必要十分な賠償の円滑な実施に向けて必要な対応を継続する。
- 長期避難住民の方々と受入市町村の住民の方々とのコミュニティ維持・形成や、避難住民への見守り・心のケア、被災された方々の生きがいづくり等の被災者支援、安定した生活環境の確保を引き続き図る。なお、避難住民向け災害公営住宅の整備に伴って必要となる受入市町村のインフラ整備やコミュニティ形成のための施策等については、引き続き、福島県、受入市町村及び避難元市町村の意向を聞きながら、国として必要な支援を行う。
- 帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てについて避難指示を解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、まずは、6町村の特定復興再生拠点区域について、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、家屋等の解体・除染やインフラ、医療・介護、買い物環境等の生活環境整備、鳥獣捕獲の強化等の帰還環境整備を進める。その際、計画に基づき、平成31年度末までのJR常磐線の全線再開時等に先行的な避難指示解除を目指すとともに、放射線防護対策を着実に実施する。
- また、特定復興再生拠点区域を除く帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に全てを避難指示解除するという決意の下、特定復興再生拠点区域の整備の進捗状況、住民の帰還意向、放射線量の低減状況等を踏まえ、今後、特定復興再生拠点区域外の対応を検討していく。
- 中長期、広域の視点で策定された「福島12市町村の将来像に関する有

識者検討会提言」<sup>11</sup>については、県、市町村、民間とよく連携し、その個別具体化・実現に向けて取り組む。

#### ④ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積

- ・ 福島イノベーション・コースト構想については、福島ロボットテストフィールドは平成31年度末全面開所、福島水素エネルギー研究フィールドは平成32年7月運転開始、アーカイブ拠点は平成32年夏開所をそれぞれ目指しているなど、各拠点の整備を進めている。また、廃炉、ロボット、再生可能エネルギーや水素といった新エネルギー、農林水産等の分野に係るプロジェクトの推進、企業立地の更なる促進、技術開発を通じた新産業の創出促進、交流人口の拡大、教育・人材育成、周辺環境の整備を進める。さらに、事業者やプロジェクト単位の取組を、進出企業と地元企業の連携等を進めることにより地域的な産業の集積へと拡大させるとともに、これを地元人材が支えることにより、持続的・自立的な産業発展の実現に向けて取り組む。
- ・ 福島全県を未来の新エネ社会を先取りするモデル創出拠点とする「福島新エネ社会構想」<sup>12</sup>の実現のため、再生可能エネルギーの導入拡大、水素社会の実現に向けたモデル構築、スマートコミュニティの構築に向けた取組を着実に推進する。
- ・ 地元のニーズに応え、脱炭素や資源循環、自然との共生を通じて、福島との連携をより強化していくため、官民連携でのリサイクル事業への支援や、福島県内の自然資源の活用による「ふくしまグリーン復興」<sup>13</sup>の推進等、「福島再生・未来志向プロジェクト」<sup>14</sup>の取組を進める。

#### ⑤ 事業者・農林漁業者の再建

- ・ 避難指示等の対象となった12市町村の置かれた厳しい事業環境に鑑み、福島相双復興官民合同チームの個別訪問（平成30年12月末までに約5,200者の商工業者、約1,400者の農業者を訪問）などを踏まえつつ、事業・生業の再建、帰還後の生活の再構築へ向けて、地元ニーズや広域的視点を踏まえ、事業再開、経営改善、人材の確保等の支援を引き続き実施する。
- ・ 被災者の「働く場」を確保し、今後の帰還を加速するため、企業立地支援により雇用創出及び産業集積等を図る。あわせて、企業活動に不可欠な集配送などの物流に係る課題の解決に向けた情報共有・企業間の連携を進める。

<sup>11</sup> 平成27年7月30日福島12市町村の将来像に関する有識者検討会取りまとめ

<sup>12</sup> 平成28年9月7日福島新エネ社会構想実現会議策定

<sup>13</sup> 平成30年8月3日「福島再生・未来志向プロジェクト」（環境省公表）

<sup>14</sup> 平成30年8月3日「福島再生・未来志向プロジェクト」（環境省公表）

- ・ 早期の営農再開及び作付面積等の拡大に向けて、農業関連インフラの復旧、農地の整備・利用集積の推進、除染後農地の保全管理・作付実証、経営の大規模化・有機農業への転換・施設園芸の推進等の取組、放射性物質の吸収抑制対策、ため池等の放射性物質対策等を総合的に支援する。
- ・ 福島県の林業については、「福島県の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」<sup>15</sup>に基づき、生活環境の安全・安心の確保に向けた住居等の近隣の森林の除染や生活圏への放射性物質の流出の防止などの取組、住居周辺の里山の再生に向けた取組、奥山等の間伐等の森林整備、調査研究、情報発信等の取組を関係省庁が連携して推進する。特に、里山再生モデル事業を着実に実施し、その成果を的確な対策の実施に反映させる。また、木材の需要拡大と安定供給体制の構築等に取り組む。
- ・ 福島県の漁業においては、試験操業が続いており、沿岸漁業による平成29年の水揚量は、震災前の平成22年の13%にとどまっている等、依然として本格操業に至っていない。そうした中、海産物の放射性物質モニタリング検査の結果、大多数の魚種で自主的な基準を下回り、安全が確認されてきたため、平成29年4月からは、全ての魚介類（出荷制限されている魚介類を除く。）を対象として試験操業を実施している。漁獲量の増大、販路の回復・開拓などの本格的な操業再開に向けた取組を推進するとともに、引き続き、海産物の放射性物質濃度のモニタリングを実施する。

## ⑥ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

- ・ 福島県のみならず被災地全体の農林水産物や観光における風評の払拭やいわれのない偏見・差別の解消に向けて、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」<sup>16</sup>に基づき、政府一体となって情報発信等に取り組む。さらに、各施策がより合理的で効果的な取組となるよう不断の見直しを行う。
- ・ インターネット等の様々な媒体を活用した全国に向けた情報発信や、改訂した放射線副読本の学校現場での活用を促す工夫等により、放射線に関する正しい知識や復興が進展している被災地の姿等について理解を促進するよう効果的な取組を行う。
- ・ 福島県産農林水産品のブランド力の向上と販路の拡大・開拓に向け、

<sup>15</sup> 平成28年3月9日 復興庁・農林水産省・環境省取りまとめ

<sup>16</sup> 平成29年12月12日原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォースにて策定

第三者認証GAP<sup>17</sup>や水産エコラベル<sup>18</sup>等の取得促進、量販店等における販売促進、外食店への水産物の販路回復、海外におけるプロモーション支援等、民間企業の協力も得つつ、引き続き、生産・流通・販売の各段階における取組を推進する。

- ・ 福島県産農産物等の流通の実態を明らかにするため、福島県産農産物等流通実態調査を実施するとともに、調査結果に基づき、小売・流通事業者等に対する的確な指導等を行う。
- ・ 観光については、教育旅行を含め、国内外から福島への誘客促進に向けた取組を関係省庁が連携して進める。
- ・ 諸外国・地域における輸入規制の撤廃・緩和に向けて、引き続き、あらゆる機会を捉えて働きかけを行うとともに、販路の拡大に向けた様々な取組を支援する。
- ・ 放射線の状況に応じた環境放射線モニタリング等を確実に、かつ計画的に実施するとともに、その結果について分かりやすい情報提供を引き続き行う。また、地元の理解を得ながら、モニタリングポストの配置の適正化を図る（再掲）。

## （５）「新しい東北」の創造

インフラや住宅等（ハード）の復旧が進みつつある中、今後の復興において「まちのにぎわい」を取り戻すためには、産業・生業の再生やコミュニティの形成等の「人々の活動（ソフト）」の復興が必要である。

国・地方公共団体のみならず、企業・大学・NPOなど、民間の人材やノウハウを最大限活用しながら、被災地において地方創生のモデルとなるような先進的な取組を推進してきたところであり、今後は各種の取組で蓄積したノウハウ等の普及・展開を図る。

### （具体的な取組）

- ・ これまで、被災地において地域課題の解決に取り組む地方公共団体・NPOや新たな事業を行う事業者へのハンズオン支援<sup>19</sup>等、被災地での先進的な取組等に対する支援を行ってきた。また、大手企業と被災地域企業等とのマッチングを図る「結の場」や、ポータルサイトや会員等の交流会を通じた情報交換・連携を行う「新しい東北」官民連携推進協議会等

---

<sup>17</sup> 第三者機関が農業者のGAPの取組を審査し、正しく実施されていることを証明する民間の認証制度

<sup>18</sup> 生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に対して、消費者が選択的に購入できるよう商品にラベルを貼付するスキームのこと。

<sup>19</sup> 地方公共団体・NPOや事業者の取組状況やニーズに応じた、専門家によるきめ細かな支援

の、民間の人材・ノウハウ・資金の活用や情報共有・連携のための場づくりに関する取組等を進めてきた。

今後もこうした取組を推進するとともに、取組を通じて蓄積されたノウハウ等の普及・展開を図り、復興・創生期間後も地方創生に向けた取組を継続できるような環境を整えていく。

### 3. 復興の姿と震災の記憶・教訓

#### (1) 復興の姿の国内外への発信

- ・ 復興の進捗や被災地の状況について随時、分かりやすく情報を発信するとともに、国際会議等の各種機会を捉えて原子力災害からの復興状況について正確な情報を発信する。

#### (2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップ2019に向けた取組

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会については、「復興五輪」として、①被災地における競技開催（福島県営あづま球場で野球・ソフトボールの試合、宮城スタジアムと茨城カシマスタジアムでサッカーの試合を開催）、②聖火リレーの福島県スタートや被災3県における実施期間の配慮、③被災3県における「復興の火」の展示、④復興「ありがとう」ホストタウンの取組による被災地での機運醸成や諸外国との交流拡大、⑤選手村等における被災地産の食材、資材等の活用など、被災地に配慮した大会運営がなされることとなっている。

これらの取組の着実な実施に向けて、被災地方公共団体や組織委員会、東京都等の関係機関と連携を深めるとともに、あらゆる機会を通じて、世界中から寄せられた支援に対する感謝を伝え、力強く復興しつつある被災地の姿や魅力を国内外に積極的に発信する。そのため、復興庁と被災3県等で構成する「復興五輪連絡調整会議」等を活用し、関係機関と連携した取組を更に進めていく。

- ・ 本大会においてレガシーの一つとして水素社会の実現が掲げられていることや、浪江町に設置予定の福島水素エネルギー研究フィールドが平成32年7月に運転を開始すること等を踏まえ、本大会における水素の活用に向けて関係機関と連携していく。
- ・ 釜石市が小中学校の跡地を嵩上げし、新設した釜石鶴住居復興スタジアムにおいても試合が開催されるラグビーワールドカップ2019を通じて、震災以降、世界各国から寄せられた支援に対する感謝や、国の総力を挙げて力強く復興しつつある我が国の姿を世界に発信する。

### (3) 震災の記憶と教訓の後世への継承

- ・ 岩手県（陸前高田市）及び宮城県（石巻市）に設置する国営追悼・祈念施設（仮称）について、平成32年度末を目途に整備を行うとともに、福島県（浪江町）に設置する国営追悼・祈念施設（仮称）について、平成32年度中の一部利用に向け整備を進める。これらを通じて、震災による犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の後世への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信する。また、これらの施設や被災各地の追悼施設、震災遺構等を連携し、情報発信することなどにより、震災の教訓への理解を深め、防災力の向上を図る。
- ・ 発災から8年が経過する中で、「減災」の考え方等を含めた多様な教訓や震災の記憶を風化させることなく次の世代に伝えるとともに、効果的な復興の手法・取組や民間のノウハウ等を今後の防災・減災対策や復興に活用するため、「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ(ひなぎく)」との連携、国及び地方公共団体等による震災・復興記録の収集・整理・保存等を通じて、復興手法を始めとして復興全般にわたる取組の集約・総括を進める。
- ・ 震災の教訓を踏まえ、自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」や、支援者となる視点から「安全で安心な社会づくりに貢献する意識」を高める防災教育の更なる充実を図る。

## 4. フォローアップ等

### (1) 基本方針のフォローアップ

- ・ 復興庁は、毎年度、本基本方針の実施状況を含む復興の状況についてフォローアップを行い、その結果を国会に報告するとともに、適切に公表する。

### (2) 復興を支える仕組みの運営

#### ① 復旧・復興事業の規模と財源

- ・ 復興・創生期間における復旧・復興事業の規模と財源については、「平成28年度以降の復旧・復興事業について」及び「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」<sup>20</sup>において示しており、引き続き各年度の事業規模の管理や、事業実施のために造成した基金も含めた復興施策の進捗状況の把握や効果検証を適切に行い、精

<sup>20</sup> 平成27年6月30日閣議決定

度の高い予算とすることで、この復興事業費により確実に復興を進めることとする。

## ② 復興特区制度

- ・ 復興・創生期間の被災地におけるまちづくりや産業・生業の再生等の取組を一層促進するため、平成31年度から復興特区税制の拡充を図ることとしており、引き続き、復興特区制度に基づく規制、税財政及び金融における特例措置が活用されるよう支援する。

## ③ 自治体支援

- ・ 財政力に乏しい被災地方公共団体が計画的に復興を進める上で、震災復興特別交付税は大きな役割を果たしており、引き続き、「平成28年度以降の復旧・復興事業について」の「5. 復旧・復興事業の自治体負担について」に基づき、同制度による支援を行う。
- ・ 復興・創生期間の終盤に向け、被災地の状況や被災地方公共団体の要望を的確に把握しつつ、大規模災害が多発し人材の確保が厳しい環境にある中であって、引き続き、関係省庁と連携して、全国地方公共団体からの人的支援の充実等に取り組むとともに、被災地方公共団体における任期付職員の採用の強化に取り組む。また、任期付職員及び応援職員への支援については、引き続き全額国費で支援する。

## 5. 復興・創生期間後における復興の基本的方向性

被災地の一日も早い復興に向けて、国の総力を挙げて取り組んできた結果、発災からこれまでの8年間で、復興は大きく前進した。引き続き、復興・創生期間の終了まで、本基本方針に基づき、復興に全力で取り組む。

一方で、「復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理」<sup>21</sup>に示されているように、復興・創生期間後も対応が必要な課題がある。こうした課題に対し、復興期間中に実施された復興施策の総括を適切に行った上で、今後の対応を検討する必要がある。

このため、地震・津波被災地域と原子力災害被災地域とは復興の進捗状況が大きく異なることから、両者を区分して、以下のとおり、復興・創生期間後における復興の基本的方向性を示す。

### (1) 地震・津波被災地域

地震・津波被災地域においては、1.(1)で述べたとおり、復興の総仕上

---

<sup>21</sup> 平成30年12月18日復興大臣決定

げの段階を迎えている。

「課題先進地」である被災地において、復旧・復興事業終了後の被災地の社会経済を見据えて、引き続き、「まちに人が戻る」ことを目指すのみならず、被災地の自立に向けて、地域特性を生かした産業・生業を振興し、交流人口や移住者の拡大を図り、魅力あふれる地域を創造することを目指す。

今後は、復旧・復興事業により強化されたインフラ基盤に加え、復興期間を通じて培ってきた企業・大学・NPO等多様な主体との結びつきやノウハウを最大限活かしつつ、地方創生の施策を始めとする政府全体の施策を活用することにより、コミュニティを再生し、安全・安心で持続可能な地域社会を創り上げていく。

復興期間10年以内での一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、取組を着実に進めつつも、復興・創生期間後も一定期間対応することについて検討することが必要な課題は、以下のとおりである。これらについて、地域の実情をきめ細かく把握しつつ、復興施策の進捗状況や効果検証、被災地方公共団体の要望、国と地方の適切な役割分担、過去の大規模災害の例等を踏まえ、復興・創生期間後も対応が必要な事業について、速やかな復興の完了と自立に向けた支援のあり方を検討していく。

#### ① ハード事業

- ・ 復興・創生期間内にほとんどの事業は完了する見通しとなっているが、一部の事業については、やむを得ない事情により用地取得、関連工事との調整等に時間を要したため、復興・創生期間内に完了しない可能性がある。引き続き、個別の工事箇所ごとに進捗管理を徹底すること等により、復興・創生期間内の完了を目指すなど、地域の実情に応じ、適切に対応する。

#### ② 心のケア等の被災者支援

- ・ 住まいの再建は復興・創生期間内に完了する見込みであるが、復興・創生期間の終盤に再建される地区のコミュニティ形成、高齢者等の心身のケア、生きがいつくりのための「心の復興」、見守り・生活相談等の被災者支援について、適切に対応する。

#### ③ 被災した子どもに対する支援

- ・ 復興・創生期間後も、家族や住居を失い心のケア等の支援が必要な子どもが一定数就学している学校が残る可能性があることから、こうした子どもに対する特別な教員加配、スクールカウンセラーの配置、就学支援について、適切に対応する。

#### ④ 住まい

- ・ 一部地域の応急仮設住宅は復興・創生期間の最終年度に解消されるため、応急仮設住宅の撤去、被災者生活再建支援金の支給等が復興・創生期間後にずれ込む可能性がある。引き続き、可能な限り復興・創生期間内に被災者の安定した住まいの確保が完了するよう、完成済みの災害公営住宅への住み替えの丁寧な働きかけ、支給対象者への周知を図るなど、適切に対応する。
- ・ 災害公営住宅の家賃低廉化事業・特別家賃低減事業は、法令等により一定の支援期間が定められていることから、適切に対応する。

#### ⑤ 産業・生業

- ・ 復旧に必要な土地造成が復興・創生期間の最終年度に完成する地区等における、中小企業等グループの再建支援や企業立地補助金の申請・運用期限の延長の要望について、復興の状況に応じ、適切に対応する。なお、引き続き、復興・創生期間内における土地造成を加速化するとともに、速やかな申請に向けた周知を図ることが重要である。

#### ⑥ 地方単独事業等

- ・ 復興・創生期間後に残る事業に対応するための人材確保対策（職員の派遣、任期付職員の採用等）に係る支援や産業復興・生活再建のために措置してきた地方税法<sup>22</sup>・東日本大震災復興特別区域法<sup>23</sup>等の法律に基づく減収補てんなどについて、適切に対応する。

#### ⑦ 原子力災害に起因する事業

- ・ 風評被害対策等の原子力災害に起因する事業について、適切に対応する。

### (2) 原子力災害被災地域

福島原子力災害被災地域においては、大熊町・双葉町を除いた計9市町村において、帰還困難区域を除く地域で避難指示が解除され、小中学校が再開し、新たな高校が設置されるなど、本格的な復興・再生に向けて生活環境の整備が進むとともに、福島相双復興官民合同チームの支援等により、事業者・農林漁業者の再建に向けた動きも現れてきている。帰還困難区域についても、6町村において特定復興再生拠点の整備が始まり、段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。また、中間貯蔵施設については、福島

<sup>22</sup> 昭和25年法律第226号

<sup>23</sup> 平成23年法律第122号

県・大熊町・双葉町等の理解と協力の下、整備が進められている。

一方、帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的にその全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、一日も早い復興を目指して取り組むこととしている。また、廃炉・汚染水対策について、国が前面に立って、中長期ロードマップを踏まえ、安全かつ着実に進めていく。さらに、中間貯蔵施設については、用地取得、施設整備、除去土壌等の輸送を進めていくとともに、政府一体となって県外最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用等の取組を進める。特定廃棄物についても、福島県内の特定廃棄物の埋立処分や同県外の指定廃棄物の最終処分等に向けた取組を進める。

福島復興・再生は中長期的対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して、国が前面に立って取り組む。

復興・創生期間後も対応することについて検討が必要な課題は、地震・津波被災地域と共通する事項のほか、以下のとおりである。これらについて、関係地方公共団体と連携して、それぞれの地域の実情や特殊性（中間貯蔵の受入等）をきめ細かく把握しつつ、復興施策の進捗状況の違いや効果検証、被災地方公共団体の要望等を踏まえ、復興・創生期間後も対応が必要な事業について、支援のあり方を検討していく。

#### ① 事故収束（廃炉・汚染水対策）

- ・ 廃炉・汚染水対策について、国は前面に立って、中長期ロードマップを踏まえ、国内外の叡智を結集し、研究開発成果等を活かし、必要な対応を安全かつ着実に進めていく。また、対策の進捗状況、放射線データ等について、迅速、的確かつ分かりやすい情報発信を行うとともに、双方向のコミュニケーションによる住民等の理解促進、信頼関係強化に努める。

#### ② 環境再生に向けた取組

- ・ 中間貯蔵施設の整備と施設への継続的な搬入を進め、平成33年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く。）のおおむね搬入完了を目指す。輸送が完了した仮置場については、実現可能で合理的な範囲・方法で復旧することを基本に、早期に原状回復を進める。
- ・ 福島県内の除去土壌等の最終処分については、法律上「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨が定められており、国として責任を持って取り組んでいく。その際には、最終処分量を低減するため、減容技術の開発・実証等を進めるとともに、これらの取組の安全性等について、分かりやすい情報発信を行う。再生利用先の創出等に関し、関係省庁等が連携して取組を進める。

また、福島県以外の除去土壌等についても、処分に向けた取組を進める。

- ・ 福島県内の特定廃棄物については、地方公共団体と連携しつつ、引き続き、安全・安心の確保に万全を期して仮設焼却施設等による減容化を進めるとともに、既存の管理型処分場を活用した埋立処分施設への搬入を進める。その際には、事業の安全性等についての情報を分かりやすく発信するための施設の運営等を通じて、地元の更なる信頼の確保に努める。福島県以外の指定廃棄物等についても、最終処分に向け、地方公共団体と連携しながら、地元の理解が得られるよう丁寧な説明に努めるとともに、指定解除の仕組み等も活用しつつ個別の状況に応じた取組を進める。

### ③ 帰還促進・生活再建等

- ・ 住民の帰還や移住の促進のため、魅力あるまちづくり・コミュニティ形成や、買い物・教育・医療・介護・福祉・交通・防犯・鳥獣被害対策・個人線量管理等の生活に必要な環境整備をハード・ソフトの両面から推進する。また、必要なフォローアップ除染を実施する。
- ・ 帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的にその全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けて、家屋等の解体・除染やインフラ復旧、さらには、生活に必要な環境整備等を推進する。
- ・ また、特定復興再生拠点区域を除く帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に全てを避難指示解除するという決意の下、特定復興再生拠点区域の整備の進捗状況、住民の帰還意向、放射線量の低減状況等を踏まえ、特定復興再生拠点区域外の対応を検討する。
- ・ 医療・介護保険等の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免について、適切に対応する。
- ・ 避難指示区域に居住されていた方々を始め、避難生活が長期化している方々については、心身のケア、見守り、生活・健康相談等に対する支援体制を継続する。
- ・ 学校再開の支援、ふたば未来学園や再開した学校等における魅力ある教育環境づくり、避難先の学校を含むいじめ防止や子どもたちの心のケアを行う。
- ・ 原子力損害賠償紛争審査会の指針等に沿って必要十分な賠償の円滑な実施に向けて必要な対応を継続する。
- ・ 福島県（浪江町）に設置する国営追悼・祈念施設（仮称）について、引き続き整備を進める。

#### ④ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積

- ・ 浜通り地域等において、進出企業と地元企業が連携して産業集積を図り、持続的・自立的な産業発展を実現するための環境整備を推進する。具体的には、廃炉、ロボット、再生可能エネルギーや水素といった新エネルギー、農林水産等の分野に係るプロジェクトの推進、企業立地の更なる促進、技術開発を通じた新産業の創出促進、交流人口の拡大、教育・人材育成、周辺環境の整備を通じ、当該地域の産業復興を推進する。
- ・ 福島ロボットテストフィールド等の拠点施設について、将来的な自立的運営の実現に向けて、安定的運営を図るため、適切に対応する。

#### ⑤ 事業者・農林漁業者の再建

- ・ 福島相双復興官民合同チームの個別訪問などを踏まえ、事業・生業の再建、帰還後の生活の再構築へ向けて、事業者に対して、事業再開、経営改善、人材の確保等の支援を行う。農林水産業については、帰還した方々を始めとする営農再開及び作付面積の拡大、森林・林業の再生、本格的な漁業の操業再開等の支援を行う。

#### ⑥ 風評払拭・リスクコミュニケーション等

- ・ 風評払拭のための情報発信、放射線の状況に応じた環境放射線モニタリング、健康調査、安全・安心のための食品等の検査、農林水産物の販路回復等を推進する。
- ・ 観光振興の取組を推進する。

#### ⑦ 地方単独事業等

- ・ 原子力災害に伴う風評被害対策、子どもの教育環境整備、人材確保対策（職員の派遣、任期付職員の採用等）に係る支援、地方税法・福島特措法等の法律に基づく減収補てんなどについて、適切に対応する。

### (3) 復興を支える仕組みについて

国が総力を挙げて東日本大震災からの復興に取り組むため、東日本大震災復興基本法<sup>24</sup>を制定し、復興期間における復旧・復興事業費とそれに必要な財源の規模を示すとともに、東日本大震災復興特別区域法や福島特措法に基づく交付金、税制や規制等の特例、東日本大震災事業者再生支援機構法<sup>25</sup>に基づく二重ローン対策、震災復興特別交付税、人材確保対策等のこれまでにない支援制度を設けて、復興を推進してきた。

<sup>24</sup> 平成 23 年法律第 76 号

<sup>25</sup> 平成 23 年法律第 113 号

今後、復興施策の進捗状況や効果検証、被災地方公共団体の要望等を踏まえ、復興・創生期間後も対応が必要な事業を確実に実施できるよう、復興を支える仕組みのあり方について検討する。

#### (4) 後継組織について

復興庁は、東日本大震災からの復興に関する事務を主体的かつ一体的に行い、その円滑かつ迅速な遂行を図ること等を目的に、内閣直属の組織として設置された。内閣総理大臣を主任の大臣とし、これを助け、復興庁の事務を統括する等のために復興大臣を置いている。復興庁は、復興施策に関する企画・立案・総合調整を担うとともに、関係省庁の事業を統括・監理し、復興予算の一括要求・確保等を行っている。また、地方公共団体との窓口として岩手県、宮城県及び福島県に復興局を設置することで、復興事務のワンストップ化を推進している。

後継組織として、復興庁と同じような司令塔として各省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興を成し遂げるための組織を置く。

今後、復興施策の進捗状況や効果検証、被災地方公共団体の要望等を踏まえ、復興・創生期間後も対応が必要な事業を確実に実施できるよう、後継組織のあり方について検討する。